

## 第 3 章

# 農 村 振 興

**農業生産を営むために必要な基礎的な保全活動を支援します！(多面的機能支払交付金事業)**

対象者

農業者、一般の方

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援します。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



## 1 農地維持支払交付金

農業者などによる組織が取り組む農地・水路・農道等の保全活動を支援します。

### (1) 対象組織

農業者のみで構成される組織、または農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成される組織  
(農業者+非農業者でも可)

### (2) 対象となる農地

農業振興地域内の農用地区域の農地  
福島市が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

### (3) 交付単価

地目	単価(10aあたり)
田	3,000円
畑	2,000円
草地	250円

### (4) 対象活動

農地を農地として維持するための共同活動

(例)

(ア) 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等地域資源の基礎的保全活動

(イ) 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等

## 2 資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の共同活動を支援します。※農地維持支払と合わせて取り組む必要有

### (1) 対象組織

農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成される組織  
(農業者+非農業者(必須))

### (2) 対象となる農地

農業振興地域内の農用地区域の農地  
福島市が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

### (3) 地域資源の質的向上を図る共同活動

#### ① 交付単価

地目	単価(10aあたり)
田	2,400円
畑	1,440円
草地	240円

#### ② 対象活動

地域資源の質的向上を図る共同活動

[例] (ア)水路・道路等の軽微な補修(水路のひび割れ修繕等)  
(イ)農村環境保全活動(植栽による景観形成、生き物調査等)  
(ウ)多面的機能の増進を図る活動(遊休農地の有効活用等)

### (4) 施設の長寿命化のための共同活動

#### ① 交付単価

地目	単価(10aあたり)
田	4,400円
畑	2,000円
草地	400円

※ 農地維持支払交付金と資源向上支払交付金(共同活動)に併せて資源向上支払交付金(長寿命化)も一緒に取り組む場合は、資源向上支払交付金(共同活動)の単価は75%になります。

#### ② 対象活動

農地周りの農業用施設、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 農業施設係  
電話 024-525-3728

<b>中山間地域等の農用地を保全する集落を支援します！（中山間地域等直接支払交付金事業）</b>	対象者	農業者、認定農業者、 一般の方
--	-----	--------------------

中山間地域等の農用地は、その多くが傾斜地にあることから、耕作放棄地が増加しています。そこで、中山間地域等において集落等を単位として農業生産活動等を行う農業者の方に対し交付金を支払い、農用地の保全と多目的機能の確保を図るものです。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



## 1 交付金額

制度の取り組み内容(協定内容)により交付額が異なります。

### ・基礎単価

地目	区分	交付金額
田	急傾斜	16,800円
	緩傾斜	6,400円
畑	急傾斜	9,200円
	緩傾斜	2,800円

### ・体制整備単価

地目	区分	交付金額
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円

- 10a当たりの単価
- 複数集落が連携した広域の集落協定や、超急傾斜地の農用地保全に対する加算措置もあります。

## 2 対象要件・対象者

対象地域内の1ha以上のまとまりのある農用地で下記のいずれかに該当し、その農用地を耕作・維持管理する農業者等が2人以上で集落協定を結び、協定内容に従い5年以上継続し農業生産活動等を行う者。

- ① 急傾斜農用地  
(田 1/20以上 畑 15度以上)
- ② 緩傾斜農用地  
(田 1/100以上1/20未満 畑 8度以上15度未満)
- ③ 平坦でも、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地  
(高齢化率40%以上 耕作放棄率 田8%、畑15%以上)

※ 認定農業者が、個別で農業生産活動等を行う個別協定もあります。

### 3 取り組み内容(協定内容)

① 農業生産活動等を継続するための活動:基礎単価  
(単価の8割を交付)

- ・ 農業生産活動等  
例:耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- ・ 多面的機能を増進する活動  
例:周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動:体制整備単価  
(①+②の活動により単価の10割を交付)

- ・ 集落戦略の作成
- 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

### 4 締切日

当事業への取り組み希望の方は、下記担当課へご連絡ください。

申請等については、6月末までとなりますが、取り組み希望農用地が、該当となるかについては現地確認等が必要となり、申請の書類作成に3ヶ月程度の期間を要しますので、お早めにご相談ください。

### 5 その他

- ・ 協定取り組み農用地が、取り組み後に耕作放棄地となるなど、協定内容に違反した場合は交付金の返還等があります。
- ・ 当制度については、令和2年度～令和6年度までとなっていますが、協定取り組み期間は5年間となります。(令和3年度から取組を開始した場合は令和7年度まで)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係  
電話 024-525-3740

**遊休農地を再生し、利用促進を図るための取組を支援します！（遊休農地等再生対策支援事業）**

対象者

農業者、認定農業者  
法人・団体等

遊休農地において、作物生産等を再開するための再生作業及びこれと一体的な条件改善整備等を行う取組主体（農業者、農業者が組織する団体）を支援します。

1 事業内容

(1)再生作業

- ① 草・<sup>かんぼく</sup>灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去（廃棄物の処理を含む）、深耕、整地作業
- ② ①と併せて行う以下の内容※
  - ・ 土壌改良（土壌改良用資材）
  - ・ 種苗（果樹、アスパラガス等の減価償却資産（所得税法施行令第6条）となるものは除く）

※ ②については、①の金額を超えない範囲を支援対象とする。

(2)条件改善整備

農地を再生するため上記に付帯して行う下記の条件改善整備の経費を支援。

種 類	内 容
① 暗きょ排水工	暗きょ排水の設置
② 客土	耕土厚の確保のための客土 ※ 耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。

(3)補助率

定率1/2以内 事業費200万円未満（補助額上限99万9千円）

2 対象農地

1号遊休農地、2号遊休農地

3 補助要件

- ① 事業費が10a当たり3万円以上かつ200万円未満（1集落地区）であること。
- ② 取組主体は、貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって遊休農地を引き受けて、再生作業等を行い、再生後、当該農地において5年間以上耕作を継続すること。
- ③ 遊休農地を利活用するため再生作業等を行う取組主体が、当該農地を荒廃させた直接の原因者でないこと。
- ④ 遊休農地等の解消を目的として国、県の補助金等の交付を受けたことのない農地。また、国の補助金等の活用ができない農地であること。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係  
電話 024-525-3740

## 農業用水路、ため池、農道の整備・修繕について

対象者

農業者、認定農業者、  
法人・団体等

### ■ 農業用の水路、ため池及び農道の整備や修繕を行います。

次のような場合はご連絡ください。

- ① 農道の拡幅や新設をして欲しいとき
- ② 農道や農業用水路の一部が壊れたため修繕して欲しいとき
- ③ 素掘りの農業用水路を改修して欲しいとき
- ④ 老朽化した農業用の堰を改修して欲しいとき
- ⑤ 農業用ため池が漏水しているので改修して欲しいとき
- ⑥ 農道や水路、ため池へ転落する危険があるため、防護柵等を設置して欲しいとき

これらの要望は、毎年春先に自治振興協議会の要望事項として取りまとめていきますので、関係権利者の合意を得たうえで町会長へ提出してください。

緊急な対応が必要な場合には、地元代表者を通して農林整備課や最寄りの支所へ連絡してください。

農林整備課では、これらの要望箇所を現地調査したうえで、緊急性や経済性、地域のバランス等を総合的に考慮し、限られた予算の中で効果的に整備していきます。

一方、これら農道や農業用水路において下記に掲げるような小規模な修繕で済むため、市が整備するのを待つのではなく、地元で直接修繕したいという場合があります。

- (1) 農道にできた凹凸、ぬかるみを解消するため、砂利を敷いて欲しいとき
- (2) 深さ30cm程度の農業用水路において、一部の区間を改良するためにU字溝を支給して欲しいとき

上記のような場合、その施設に公共性があり、農業経営のために効果があると認められれば、砂利やU字溝を無償で支給することができます。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 農業施設係  
電話 024-525-3728

サル・イノシシ・カラス…  
鳥獣による被害で困ったら

対象者

農業者、認定農業者、  
法人・団体等

福島市のサル・イノシシ・カラスによる農業被害額は、有害鳥獣による農業被害額全体の約7割を占めています。

まだ被害を受けていない場所でも、これからも安心ということはありません。

えさとなる放任果樹の除去や隠れ場所となる休耕地等の雑草を刈り払う等、普段から野生鳥獣を寄せつけないように心がけましょう。

福島市では、サル・イノシシなどから農作物を守るために有害捕獲を行い、侵入防止柵の設置や補修費用に対する補助などを行っています。

また、人的被害が発生するおそれもありますので、人家近くで目撃した場合には情報をお寄せください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業被害対策係  
電話 024-525-3727